

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)
- ◇人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

- 一 県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場の利用時間を午前九時から午後十時までとすることとした。(第一条の二関係)
- 二 県立東郷湖羽合臨海公園のシャワー設備の利用の許可については、利用券の発行を不要とすることとした。(第三条の四関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、平成二年十月七日から施行することとした。

規 則

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項の表中

あやめ池スポーツセンター
テニスコート
(全天候型のも
のを除く。)
アーチェリー場

を

あやめ池スポーツセンター
テニスコート
(全天候型のも
のを除く。)
アーチェリー場
屋根のある多目的広場

に改める。

第三条の二第一項中「又は第二補助競技場」を「若しくは第二補助競技場又は臨海公園の屋根のある多目的広場」に改め、同条第二項中「又は設備を利用しようとする者」を削る。

第三条の三中「又は設備の利用の許可」を削り、「利用券」を「施設利

用券」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(設備の利用の申込み等)

第三条の四 総合運動公園及び臨海公園の設備を利用しようとする者は、

知事が別に定めるところにより、利用の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の設備の利用を許可したときは、様式第三号の四による

設備利用券を交付するものとする。ただし、臨海公園のシャワー設備の

利用の許可については、この限りでない。

様式第三号の四中「(第3条の3第3条の

4第3条)」に改める。

附 則

この規則は、平成二年十月七日から施行する。

人事委員会規則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二年十月六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事

委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の六中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。